

原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、大洗研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

2. 修正予定日

平成31年3月25日

3. 協議する自治体（修正予定日の60日前…1月下旬に協議開始）

茨城県、大洗町、銚田市

4. 主な修正内容

(1) 防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正

- ① 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所に機構本部を追加するよう見直し、「別図-7 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」及び「別表-15 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」に「機構本部」を追加した。
- ② 機構本部へ備え付ける資料を見直し、「別表-12 原子力災害対策活動で使用する資料」を修正した。

(2) 第2章 第8節に「周辺住民に対する平常時の広報活動」に係る記載の追加した。

(3) 原子力防災管理者の代行順位に係る修正

- ① 「別表-4 原子力防災管理者の代行順位」について、研究所の保安に関する組織の構成に基づいた恒常的な順位となるよう修正した。

(4) 通報基準（EAL）の記載に係る修正

- ① 「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL」及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく通報基準及びEAL」中、「通常放出経路での気体放射性物質の放出」について、通報基準の具体的な数値を記載するための説明を追記し、「別表-20SE04、GE04にかかる排気筒ごとの通報基準」を追加した。
- ② 同上の表中、「火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出（SE04/GE04）」について、放射線量を測定する具体的方法を記載した。

(5) 平成30年1月22日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正

（平成30年4月6日付け及び平成30年10月4日付け読み替え表の反映）

(6) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直し

5. 今後の予定（日時は変更することがある。）

- | | |
|------------------|---|
| 平成 31 年 1 月 11 日 | 東海・大洗原子力規制事務所 原子力防災専門官との面談
(修正案に対する指導) |
| 平成 31 年 1 月 17 日 | 茨城県原子力安全対策課、大洗町生活環境課及び鉾田市総務課への修正案の事前説明 |
| 平成 31 年 1 月 24 日 | 茨城県、大洗町及び鉾田市に対する修正協議申し入れ（政令により、修正しようとする日の 60 日前までに実施することとされている。茨城県内 3 拠点は同日実施予定。） |
| 平成 31 年 3 月上旬 | 協議回答受領予定 |
| 平成 31 年 3 月 25 日 | 防災業務計画修正届（法定書式）を国に提出するとともに茨城県、大洗町及び鉾田市に写しを提出（茨城県内 3 拠点は同日修正予定。） |

以 上